『寒川町史研究』第七号抜刷（平成六年三月）

花川用水の堰普請と用水組合

馬場弘臣

〈特集・江戸時代の寒川〉

花川用水の堰普請と用水組合

馬場弘臣

一　花川用水と用水組合の概要
二　大柳堰の普請請負と堰給米
三　普請請負慣行の変容と宮山村
四　平太郎堰をめぐる争論

はじめに

用水をめぐる問題は、それが稲作農業にとってもっとも重要な生産条件であるというだけでなく、村落の社会構造そのものを規定する基礎的な条件の一つであるという点が重要であろう。[1] とくに用水は一村だけで完結するものではないだけに、それは村落間の関係構造としてたちあらわれてくる。用水を管理統制するしくみが、村と村との関係そのものを規定する構造となるということである。そうした用水をめぐる村々の関係を一つの「地域」として捉らえれば、水利をめぐる諸問題は、「地域」のあり方そのものを問い直す有効な分析対象となりうるであろう。実際近年の水利史に関する研究も、そうした地域論的視点を導入しながら新たな段階に到達しつつある。[2] そこで問題となるのが、用水をめぐるさまざまな争論を通して形成されてくる地域的な秩序の問題である。もとより水利慣行というものは、所与の前提として存在するものではなく、村々間の交渉、とりわけこれをめぐるさまざまな争論を通して次第に明らかになるとともに、その一つ一つを解決していく過程で秩序だてられてくるものであろう。水の配分をはじめとして、堰や用水路の普請、排水の問題など、各地の事例をみても水利をめぐる争論は多様で根深く、かつ執拗である。そうしたさまざまな争論を通していったい何が確認され、何が変わり、何が新たに形成されてくるのであろうか。花川用水をめぐる本稿の主な問題関心もそこにあるが、その具体的な検討対象の核となるのが用水組合の問題

である。[3]

用水組合とは、村々の権益を守るために、公平な用水の配分と管理を行なうことを目的として結成された村々の連合組織である。それだけに水利をめぐる問題は、第一義的には用水組合を構成する村々の、あるいは用水組合と他村、他組合との重層的な関係として表れてくるのである。ましてやその管理や普請が、領主の主導のもとに行われるのではなく、組合の裁量（とくに経費）に委ねられた、いわゆる自普請組合の場合、それぞれの組合なり、地域の問題なりがより顕著に表れてくるものと思われる。各地に広がる、それだけに大多数を占めるような、そうした中小の自普請組合の管理運営のあり方や、特質を明らかにすることもまた重要な課題であろう。本稿では、この様な視点から花川用水と用水組合を取り上げ、その特質を明らかにしていきたいと考える。

一　花川用水と用水組合の概要

表1は花川用水組合を構成する組合の村々であり、図1は花川用水の流路の概念図である。[4]本章ではこれらをもとに花川用水および用水組合の概要についてまとめておくことにしよう。

花川用水は、宮山村朝日組地内に設けられた大柳堰(a)によって目久尻川の水を取水利用した用水で、この用水路を花川と称したことからこの名がある。[5]図1にも示されるように、大柳堰から取水された水は、南下しながら一之宮社（現寒川神社）の脇を流れ、岡田村と小谷村（飛び地）地内に設けられた平太郎堰(b)で一之宮・田端・萩園村（茅ケ崎市）方面へ分水される。本流は東方に向きを変えて幾筋かに分化しながら岡田村方面へ流れ、流末は悪水川である小出川に落ち込むとともに、一流は大曲村方面へと分水されている。一方一之宮村内を流れた水は、さらに一之宮村南端の石堰(c)で分水され、田端・萩園村方面の田を潤す用水として利用されている。また、一之宮村東方の中瀬村については、岡田村方面の本流の水と、一之宮村から分水した水を利用していた模様である。この用水受益村九か村が用水組合を構成する村々である。もっとも大曲村には下大曲村も含まれており、『元禄郷帳』『天保郷帳』などの記載にしたがえば一〇か村ということになるが、ここでは九か村としておく。

さて、表1は花川用水組合村々の村高と、総反別・田方反別およびこの比率を示したものである。『元禄郷帳』ではこの九か村の総高が五四一七石余（『天保郷帳』も同じ）、『旧高旧領取調帳』では五五六七石余となっているが、史料上では、用水組合の村々はこの用水を「高四千石」の用水と唱えている。これが普請などの経費を計上する上での実際の組合

図１　花川用水と用水組合

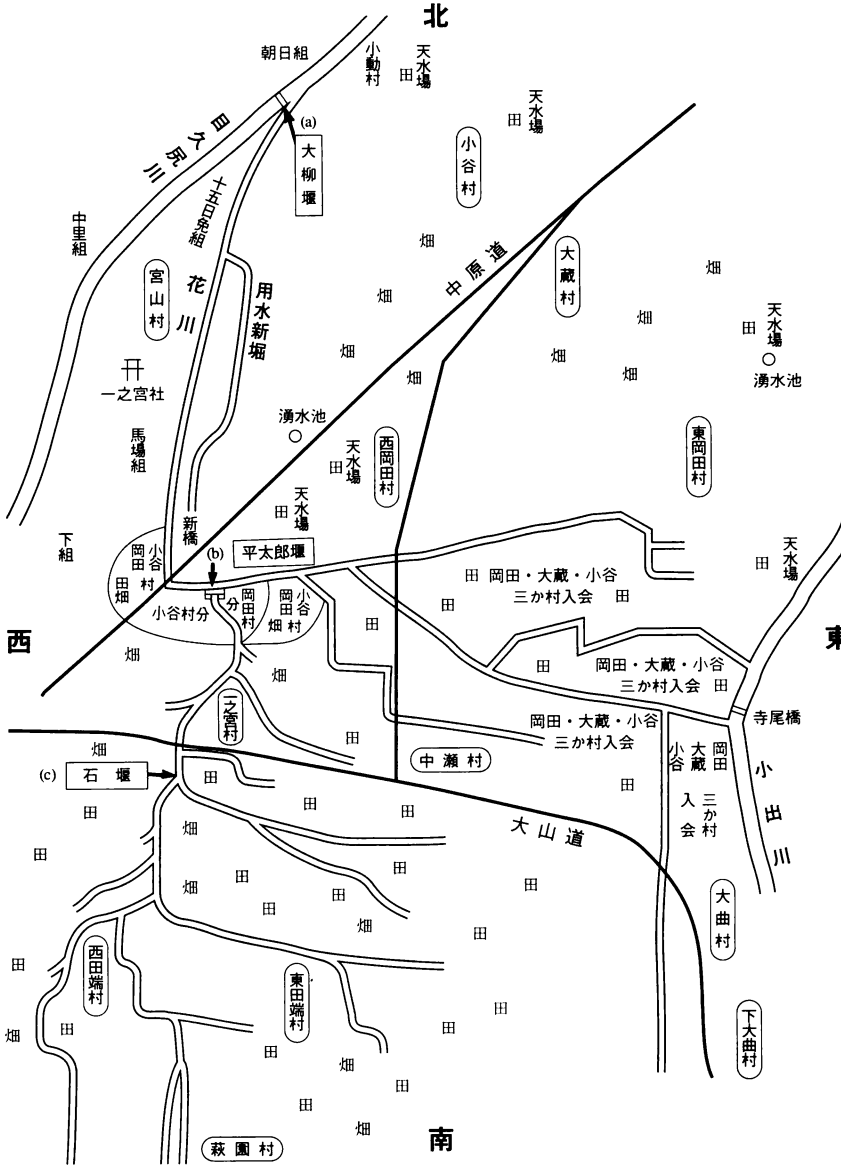

註）・茅ヶ崎市鈴木喜明氏所蔵の絵図をもとに、寒川神社所蔵の絵図等によって加筆訂正した。

・□は主な堰を、◯は用水組合の村を示す。ただし、東西岡田村および東西田端村については、鈴木氏所蔵の絵図のままとした。

表1　花川用水組合

	元禄郷帳	旧高旧領	総反別	田方反別	比率	普請
*宮山村	1276石 337	1277石4958	1503反3畝09歩	351反3畝03歩	23.4%	
朝日組	241. 6281・		288・6・01	61・2・01	21.2	◎
十五日免組	259. 7322		272・5・00	73・9・23	27.1	
中里組	254. 2854		281・9・08	64・9・18	23.0	
馬場組	263. 1375		366・5・24	71・4・27	19.5	
下組	257. 5538		293・7・06	79・6・24	27.1	
小谷村	348. 4512	347. 4501	472・4・24	175・9・05	37.2	○
大蔵村	100.	146. 95	177・7・25	84・3・21	47.5	○
*岡田村	545. 1	648. 56191	349・9・14	143・8・05	41.1	○
中瀬村	200.	200.				
大曲村	200.	200.	213・1・16	115・9・08	54.4	
下大曲村	220.	220.				
*一之宮村	1044. 514	1043. 6444	1268・5・10	409・0・10	32.2	△
*田端村	774. 251	773. 925	878・4・00	296・7・12	33.8	
*萩園村	708. 939	810. 775	1302・6・12	307・2・25	23.6	
合計	5417. 5922	5568. 80221				

注）・反別は各村の明細帳、高反別帳等によった。
・＊印は、宝永4年(1707)段階の用水組合。
・「普請」の項目中、◎は大柳堰、○は平太郎堰、△は石堰の普請村を示す。
・『元禄郷帳』では、中里組は三郎右衛門組、馬場組は藤兵衛組となっている。

高と考えられるが、各村の内訳については不明である。とくに大柳堰の普請や管理については、堰元の宮山村朝日組の百姓四人がこれを請負い、組合の村々は委託料としてこの請負人に米を高割で出す慣例であった。これを堰給米と称したが、「高四千石」はその基準となったのである。これについては第二章で詳しくみていくことにして、ここでは表1および図2からさらに次の二点を指摘しておきたい。

まず第一点目は、各村の田方の比率の低さである。[6] もっとも比率の高い大曲村で五四%強、大蔵・岡田村が四〇%台、小谷・一之宮・田端村が三〇%台で、堰元の宮山村と流末の萩園村にいたっては二三%強となっている。図1をみても、用水路の近辺でさえ天水場があり、田と畑が入り交じった耕地状況を示しているのである。花川用水自体がいつごろ開削されたのかについては、史料が残っていないために不明であるが、これらは花川用水の灌漑能力の限界とともに、用水の開削によるこの地域の開発の限界をも示すものであろう。

これについては、当該地域が相模川を背後に抱えながら、この水を用水として利用していないという点に留意しておく必要があろう。もちろん当該地域が相模川の下流部に位置していることの制約は大きいが、右岸左岸を問わず流域の状況を見渡しても、相模川から直接取水しているのは、磯部村五ケ村用水や当麻用水など現在の相模原市域にいくつか確認で

きる程度である。それが技術的な問題によるものなのか、あるいは河川支配に関しての問題であるかについては今後検討を要するが、少なくとも近世においては、相模川の水を有効に利用することができなかったのである。この点については、左岸における十分な用水の確保が、昭和十五年（一九四〇）に完成した左岸用水の開通まで待たなければならなかった事情に照してみても明らかであろう。逆にいえば、花川用水組合の村々では田方の比率の低さにもかかわらず、また一方で相模川の水害という問題を抱えながらも、日常的には絶えず水不足に悩まされていたと考えられるのである。ましてや河川流域に位置する村々の土地は、保水性の低い砂質であるからなおさらであろう。

次に第二点目として指摘しておきたいのは、岡田村地内に広がる小谷村と大蔵村の飛び地の問題である。図1にも明らかなように、平太郎堰の東部に広がる耕地には三か村の入会地が複雑に入り組んでおり、両村が花川用水とかかわるのはこの入会地のみにおいてであった。平太郎堰が小谷村地内に含まれるのもこうした事情によるものであるが、さらに留意されるべきは、平太郎堰の普請を行うのがこの三か村であったということである。このため三か村の利害は一致しやすいと考えられるが、それだけに平太郎堰の分水を利用する一之宮・田端・萩園村三か村との利害対立の問題が想起される。とりわけここでは平太郎堰の普請が受益村々ではなく、堰元の村々の手に委ねられているという点が問題となろう。この点は石堰についても同様であり、この堰が田端・萩園村方面への分水堰であるにもかかわらず、その普請は一之宮村が行っていたのである。もちろんこれ以外にも分水の施設はあったが、実際花川用水をめぐるさまざまな問題のうち主なものは、この平太郎堰と石堰、それに大柳堰の三つの堰をめぐってのものであった。以下それぞれの堰における争論や問題点を個別的に検討しながら、それらを水利秩序総体の中でどのように位置づけるのかという点について、組合村の内部秩序の変化の問題を念頭におきながら考えていくことにしよう。

二　大柳堰の普請請負と堰給米

大柳堰の堰元である宮山村は、一〇〇〇石を越える大村で、村内は朝日組・十五日免組・中里組・馬場組・下組の五組に分れていた（表1参照）。各「組」はそれぞれ「村」と称することもあり、また例えば中里組が「三郎右衛門組」と称するなど、名主名で呼ばれることもあったが、本稿では便宜上「組」で統一することにする。

大柳堰の堰普請や管理が、宮山村朝日組の四人の百姓によって請負われていたことは先に述べたとおりであるが、本章

ではまずこの経緯についてみていこう。次の史料はこの請負証文である。

〔史料1〕[7]

請負申証文之事

一大柳堰之儀、先年ハ高四千石ニ而割合仕候所、方々寄合ニ而致麁相水不足仕候ニ付、四拾年已前寅年、村々御役人衆中江相談之上、段々切替請負申所実正也、又候当午年ゟ卯年迄拾年季ニ相定、壱年ニ高千石付御蔵米三斗八升入相定、小谷・大蔵・岡田・大曲高合千石分八表宛年々御済可被下候、堰之義者御望次第水無滞参候様ニ可仕候、若堰切水不足仕候ハ、、入目ヲ損仕、右之米相帰し可申候、堰切申儀幾度ニ而も念□入可申候、此段当村御代官衆迄申上置候間、如何様之義御座候共、少も違乱申間敷候、何時成共御用次第水遣し可申候、為後日証文依而如件

正徳四年午三月日　　朝日村　半兵衛

小谷村　武左衛門

大蔵村　六左衛門

岡田村　久左衛門

大曲り村

名主・年寄衆中

朝日組の半兵衛・武左衛門・六左衛門・久左衛門の四人が大柳堰の普請を一〇か年季で請負った証文である。宛て先は小谷・大蔵・岡田・大曲村の四か村で、この合計高一〇〇〇石について年々三斗八升入の俵八俵を出すかわりに、滞りのないように水を通し、万一堰が切れて水不足となった場合はこの米を返すことが契約の条件であった。この請負証文の宛て先は四か村のみであるが、おそらくは平太郎堰以下の一之宮・田端・萩園村と中瀬村についても同様の条件で別個に請負証文が出されたものと思われる。

さて、この請負証文によると、大柳堰については先年は「高四千石」＝組合九か村で割合って普請を行なっていたが、村々が勝手に寄合って「致麁相」し、水不足となったために「四拾年已前寅年」、すなわち延宝二年（一六七四）に村々の役人が相談して「段々切替請負」となったという。この点についてさらにもう一点史料を提示しておきたい。

〔史料2〕[8]

議定書之事

一大柳堰之儀、先年者高四千石村々寄合割合堰普請仕候事有之、又者朝日村中ニ而請負致候節も御座候得共、大勢ニ而者麁相ニ相成水不足ニ付、朝日村之内半兵衛・六左衛門・三

左衛門・吉左衛門、右四人之者江相渡し、貞享元子年ゟ請負手形取置、夫ゟ用水堀改等も不仕、依而下村々水論等も出来可仕与存候故、宮山村名主藤蔵殿相頼候得者、下筋難儀之事ニ候哉与宮山村惣役人中相談之上、用水地付小動村名主源右衛門殿江内々ニ而御頼有之候得者、此人茂下役中江御咄被成、両村之思召を以土手下之場所切上ケ、川幅広ケ水行宜敷様ニ被成下忝奉存候、然上者平太郎堰是迄之通ニ而下五ケ村江水届兼候ハ、、明年ニ至り宮山村思召を以、右堰口五寸成共七寸成共相広ケ可申候、以来右堰ニ付、相談之上村々違変出入等決而仕間敷候、従是以後者十ケ年目ニ宮山村年番役所江相頼会合仕、用水川筋見分可仕候、依之用水村々連印一札仍而如件

文政二年
卯二月

岡田村　名主　縫右衛門
大蔵村　名主　太右衛門
小谷村　名主　又五郎
一之宮村　名主　太郎右衛門
田端村　名主　治郎左衛門
萩園村　名主　半兵衛
中瀬村　名主　平内
大曲村　名主　弥左衛門

堰元
御役人中

この史料は文政二年（一八一九）に交わされた、大柳堰下の用水路の拡張と、平太郎堰の堰口の広さに関する議定書である。ここでは大柳堰は「高四千石村々」で「寄合割合堰普請」を行っていたこともあり、または朝日組中で請負っていたこともあったが、大勢では粗相になって水不足となったので、朝日組の半兵衛・六左衛門・三左衛門・吉左衛門の四人に渡して貞享元年（一六八四）から請負手形を取るようになったという。請負が行われるようになった経緯については〔史料1〕とほぼ同じであるが、問題は請負の時期や形態について若干の相違がみられることである。この点大柳堰の普請請負をめぐって争われた嘉永四年（一八五一）の争論の中で、請負人たちが自らの請負の論拠として、正徳五年（一七一五）より一七〇年余も請負を行っているので、いまでは「株敷同様」になっていると述べているのは示唆的であろう。(9)

史料が作成された時期に隔たりがあり、またその形態や内容がそれぞれ異なっているので、そこでの認識や主張点の相違、あるいは認識違いなどが考慮されなければならないが、ここでは〔史料1〕にある延宝二年（一六七四）という年をひとつの基点として捉らえておく必要があろう。この年に請負が始まり、以後一〇年目ごとに請負の切替が行われたとすれば、貞享元年は第二回目の切替年次となり、正徳四年は第五回目の切替年次となる。すなわち、もともとは九か村による「寄合」普請であったものが、前述のような理由で延宝期に請負普請となったものの、実際には四人の請負人だけに任されたわけではなく、時には朝日組中で請負うなど流動的な要素があって、最終的にこれが四人の請負人に固定化するのが正徳四年のことであったと考えられるのではなかろうか。一年の相違はあるものの、嘉永四年の争論における請負人たちの主張は、正徳期が請負人による請負慣行の始原として捉らえられていたことを物語るものであろう。少なくとも幕末においては、正徳期の請負人四人の流れを汲む者が、大柳堰の普請と配水の差配を行なってきたと意識され、それが「株敷」として認識されていたということである。

これに対し組合の村々は、村高に応じて割当てた堰給米を請負人に渡すことでこの業務を委任するのであるが、これ自体は朝日組による請負にしろ、請負人によるものにしろ「切替請負」の方式に転換した時点から採用されたものと思われる。堰給米については、〔史料1〕によって試算すれば「高四千石」＝九か村で三二俵余となり、また安政四年（一八五七）の段階では九か村で三六俵を出していたことが確認できる。[10] 各村の内訳については、帳簿などの全体的な史料がないために断片的にしかわからないが、[11] 何より堰給米の問題は、組合を構成する村々にとって花川用水の受益村であることの証明と、その権利のより所となっていたということが重要であろう。それは用水をめぐる争論の際に、堰給米のことが必ず前提として持ち出されくることに端的に示されている。

一之宮村と田端・萩園村との間で争われた、用水の配分をめぐる宝永四年（一七〇七）の争論は、現在確認できる範囲内ではあるが、花川用水の争論としてはもっとも古いものである。この時の論所となったのが、石堰と平太郎堰の二つの堰であった。田端・萩園両村の訴状によれば、[12] 当年は水不足であるにもかかわらず、一之宮村が石堰掛堀の水口を「築狭め場所引直」したうえ、田端村境にて「漏水も無之様ニ堰留」めたために、両村の田反別六〇町歩余の場所が渇水して「旱損荒地」となっているという。さらに平太郎堰についても、この堰は「先規ゟ横木引渡シ用水之分量相定、村高相応ニ引分」けてきたにもかかわらず、近年一之宮村が岡田村の田地を大量に買得したことから、岡田村と申し合せて、これ

また「我儘ニ横木築上」げ、一之宮村の河原から栗石を「大分附ケ入」させて岡田村へばかり水をひきとらせたために、田端・萩園村方面への水が減少したと述べているのである。最流末である田端村と萩園村にとって平太郎堰と石堰という二つの堰はまさに生命線であった（図1参照）。

こうした一之宮村の所業に対して両村が権益の論拠としたのが堰給米の問題である。訴状でもまず第一条目に、そもそも田端・岡田村の用水は宮山村の堰（大柳堰）から取水している用水であり、これは「古高四千石余」の組合村々[13]の用水であって、この堰の給米を「高掛」にて宮山村へ「渡シ切」にし、累年滞りなく用水を用いてきたと述べている。この時期にはすでに請負慣行自体は成立していたものの、請負の担当をめぐっていまだ流動的な要素があったことは先に述べた通りであるが、組合の村々にとって大柳堰の堰給米を出しているという事実は、用水の受益権を保証する既成の事実としてすでに内在化しており、それは川下の平太郎堰や石堰に対する権利をも保証するものだったのである。

それだけに両村は「右申上候通堰給米高割ニ仕、前々ゟ用水無滞引来り申候場所」であるにも関わらず、岡田・一之宮村へばかり十分に水を引きかけ、田端・萩園村の田地を「旱損荒地」にするような所業は「迷惑至極」であるという。ともかく「前々之通右四千石余高相応」に用水を配分すれば田地が荒地になるようなことはないのだから、平太郎堰と石堰について一之宮村が「我儘」をしないように、村高に応じた日割による番水を願い出たのであった[14]。大柳堰の請負普請に対する堰給米は、「四千石」の高に相応した用水の確保を保証するものであり、それだけに下流の堰についてもそれは適用されるものだったのである。しかしながら、こうした普請請負の慣行も近世後期になると、とくに「請負」のあり方をめぐって新たな問題が持ち上がってくることとなる。

三　普請請負慣行の変容と宮山村

再び文政二年（一八一九）の議定書〔史料2〕にもどってみよう。この議定書が交わされたのは、そもそもこうした普請請負の体制そのものが問題となったからであった。すなわち、請負に任せ切りで「用水堀改等」もしないために、「下筋」の村々で水論となっているというのである。そこで組合村々は、堰元である宮山村中里組の名主藤蔵に頼み込み、藤蔵はこれを受けて宮山村の総役人や用水地付の小動村の名主とも相談して、通水をよくするために土手下の場所を切り上げて花川の川幅を広げることとした。その上で平太郎堰についてはこれまでの通りとするものの、もし水が届きかねるようであれば、宮山村の裁量によって堰口を五寸あるいは七寸

に広げることを取り決めている。さらに今後の対策として、一〇か年目ごとに宮山村の年番役所を頼んで会合を持ち、「用水川筋」の見分を行うことを申し合せたのである。

ここでは旧来の慣行であった大柳堰の請負体制そのものが問題となっていること、その善後策として宮山村自体がこれに対処するようになったこと、そして組合村々の依頼を受けてとはいえ、平太郎堰についても宮山村が裁量権を握ったという点に注目しておきたい。それは反面では「用水川筋見分」という名目で、宮山村が花川用水の堰元としての責任を明確にされたことを示すのであり、こうした議定の締結そのものが新たな段階を示すものといえよう。その意味でも次の史料は注目されるものである。

〔史料3〕[15]

用水堰一条之事

一当村之内字大柳堰之義者下筋四千石用水ニ付、不容易義ニ有之候間、順水無滞川水有之候□□(節ハカ)成丈堰上可申旨及示談候上者、水行宜敷様取計、一同ニ御田地大切ニ相仕附可申段、弥和談承知仕候所少茂相違無御座候、併永年ニ而者如何ニ付、当酉年ヨリ拾ケ年之間請負仕候、年季相立候ハヽ、又候証文書替可仕候、為後日連印証文仕候処仍如件

相州高座郡宮山村

天保八丁酉年五月廿日　　名主　久　兵　衛印

同　六郎兵衛印

同　佐五兵衛印

同　伊左衛門印

同　三郎右衛門印

同州同郡

一之宮村

田端村

萩園村

大曲村

中瀬村

岡田村

大蔵村

小谷村

右村々

御名主中

これも大柳堰の普請に関する請負証文であるが、何より注目されるのは、この差出人が朝日組の請負人ではなく、宮山村五組の名主となっている点である。さらに内容を検討してみると、大柳堰に関して「不容易」のことがあったので、順水が滞らないように川水が十分ある時は「成丈堰上」するように「示談」したとある。〔史料3〕では請負人による大柳堰の普請請負慣行が用水組合の間で問題となっていることを

指摘したが、ここでは普請の仕方そのものが問題となっているのである。そこで改めてこれに関する議定事項を含める形で、大柳堰の請負についての証文が交わされたのであるが、ここでの契約主体は明らかに請負人の手から宮山村へと移っているのである。文政二年（一八一九）の議定書の段階では、「用水川筋見分」という名目で宮山村が用水全体に対して責任をもつことが定められたのであるが、この天保八年（一八三七）の段階になると、さらに大柳堰の管理そのものを宮山村が直接的に「村」として差配するようになったといえよう。

それでは宮山村の内部ではこの問題にどのように対処したのであろうか。これについては大柳堰の普請の請負をめぐって嘉永四年（一八五一）に宮山村で出入が起こっており、これによってこの間の請負の経緯とその問題点が明らかとなる。[16]

この出入は、朝日組の小前百姓一六人が、同組内の請負人である弥三右衛門・源六・半兵衛・久左衛門の四人の普請の仕方が悪いために田地が渇水しているとして、宮山村の領主である杉浦氏に、「組中一統」での請負を願い出て出入となったものである。ここでの普請とは具体的には嘉永元年（一八四八）の普請をさしているが、この時期の請負の形態はいささか複雑であるのでまずこの点を整理しておこう。

この時の済口証文によれば、大柳堰の普請については、天保八年〔史料2〕以降朝日組の百姓一同で半方、請負人四人で半方請負ったことが確認できる。ところが弘化四年（一八四七）の切替の際に、いろいろと行き違いがあって「堰難出来」という事態になったために、「一同」より年番名主方へかけあった結果、この年は五組で堰普請を行うことになったという。これに対して四人の請負人は、「古来」より堰普請を行ってきたという慣例を盾に「歎願」して再び普請を請負うことになった。これが嘉永元年のことであり、この普請の仕方がよくないと問題となったのは先述した通りであるが、そのためその後嘉永四年までの三か年は、朝日組を除く四組の役人によって普請が行われていたのである。

朝日組の小前が問題としたのはまさにこうした事態に対してであった。これに対して四人の請負人は「百七十年余」も請負を勤めてきているので、もはや「株敷同様」となっており、いまさら「組中一統」へ「御渡」になったのでは「難渋至極」であるとして、慣例通りの請負を願い出たのである。朝日村あるいは請負人たちが、このように請負の担当者となることにこだわった背景としては、一つにはやはり堰給米の問題を考えておく必要があろう。請負が「株」として意識されていたことに示されるように、それが一つの利権となっていたということである。

結局この出入については、倉見・瀬郷・中野・小谷村の名主が扱人として立ち入り、①堰普請については、下郷八か村

より五組の役人中が一〇か年切替で請負い、その上で弥三右衛門・源六・半兵衛・久左衛門の四人で半方、外朝日組中で半方請負うこと。②堰普請の人足出方については、双方から四人づつ出すこと。③堰扶持米ならびに入用については、双方で半方づつ「引取」ること。④請負年季については、すでに五か年が済んでいるので、来年から次の切替年限までの五か年とすることを取り決めて内済となった。文政期以降組合の村々で問題となっていた大柳堰の請負の問題は、ここに一応の決着をみることとなったのである。

すなわち、請負人と組合村々による、どちらかといえば個別的な関係は、天保八年の宮山村による請負によって、第一義的には村と村との公的な関係へと変化し、大柳堰そのものが請負人の手から村の管理下におかれるようになった。宮山村の内部では、さらにこの請負のあり方をめぐって試行錯誤がくりかえされ、最終的には組合村々の委任→宮山村の請負→朝日組と請負人による半方づつの請負という重層的な請負慣行が成立するにいたったのである。

四　平太郎堰をめぐる争論

大柳堰の普請請負慣行が新たな変容を迫られたのと歩調をあわせるかのように、平太郎堰の普請についても新たな騒動が持ち上がっていた。また再び文政二年（一八一九）の議定書〔史料2〕にもどってみよう。

この議定書の中で、平太郎堰についてはこれまでの通りとするが、下五か村へ水が届きかねる時は宮山村の「思召」によって堰口を「五寸成共七寸成共相広ケ」ると定めてあったことは先述した通りである。おそらくは「下村々水論等も出来」という事態の中に平太郎堰も含まれていたのであろう。実際この年二月十四日付けで「平太郎堰見分覚」という文書が作成されている[17]。これは堰口の広さや堰の川幅などを確認したもので、岡田・小谷・大蔵の三か村が立ち合って、宮山村の村役人が改めたものである。史料的制約からこれ以上のことはわからないが、これを契機として平太郎堰に対する宮山村の関与が強まったことは確かであろう。先にも指摘したように、それは「川筋見分」という名目の上に、宮山村の堰元としての責任を規定するものであった。事実これ以後の平太郎堰に関する争論の中で、宮山村は重要な位置を占めるようになってくるのである。以下平太郎堰をめぐる天保六年（一八三五）と安政四年（一八五七）の二つの争論について具体的に検討を加えていくことにしよう。

まず天保六年四月に交わされた内済議定によって、一件の経過について整理してみよう[18]。事の発端は、一之宮・田端・萩園村の三か村（以下下筋三か村とする）が、岡田・大蔵・

小谷村の三か村（以下上筋三か村とする）が行った平太郎堰の普請について異議を唱えたことにあった。下筋三か村の言い分によれば、平太郎堰については五か村立合いの上、古帳面にしたがって普請を行う仕来であったが、今回の普請では、これまでの堰形である上負木三尺廻り、下負木四尺五寸廻り、水口一尺四分、横幅四尺七寸という仕様を、上負木五尺廻り、下負木六尺廻り、水口一寸二分、横幅四尺九寸五分に変更して仕上げてしまったという。

平太郎堰は大柳堰のように川の流れを堰留めて用水路へ水を導くような施設ではなく、分水口に取り付けて水の量を調節するための施設であった。とくに平太郎堰の分水口は掘り下げて低くなっていたために、水が流れ落ちやすくなっていた。そこで堀床に三尺廻り程の松丸太を伏込み、この上に同様の丸太を渡し、この二本の丸太の間に横幅五尺程、高さ二寸程の隙間をあけて水口とし、丸太の上からの流れと合わせて二か所から水を引き入れるしくみであった。[19] 先の「上負木・下負木」というのはこの上下の丸太のことで、「水口」は丸太の隙間の水口を、「横幅」は水口の幅をさしている。したがって下筋三か村の言い分では、上下負木に太い丸太を使い、水口を狭めるなど、上中二か所からの引水を制限することによって分水量を減少させているというのである。

そこで下筋の三か村は用水堰元の宮山村に、これでは水下の田地の水不足は「目前」であり、「百姓永続仕兼」ねると訴えた。これを受けた宮山村がさっそく上筋三か村に掛け合ったところ、上筋三か村では、宝暦年中の古形をもって普請したのであるが、「水行」の差し障りになっては田地に関わることゆえ、宮山村に一任するので「水順行仕候様」に取り計らってほしいと頼んだ。そこで宮山村では、花川の水堰揚げを行った上で「順水」を見届け、「水行」が悪いようであれば手入れもし、また双方が難儀にならないように大柳堰の普請を急いで「水行」を見届けるつもりであったが、下筋の小前共が騒ぎ出し、水堰揚げまでは待てないとして出訴にも及ぶべき模様となった。

その後宮山村のほかに芹沢・倉見・大曲・中瀬村が取扱人にたって説得にあたったので、双方とも宮山村に一任することで一致した。そこで宮山村では、三か年の間この堰を宮山村預りとして「水順行」するように取り計らう。その間双方の田地を見廻って「旱溢」がないように骨を折る。そして双方の田地へ十分に水が行き渡るようになった段階で「規矩」を定め、双方へ定杭と堰形の絵図を渡し、議定書を交わせば末々まで争論も治るのではないかと提案した。しかしながら下筋三か村がこれに納得しなかったので、双方で必要な水の量を試算し、おそらくは村高や灌漑面積を勘案してのことと思われるが、当時の見積りで堰下六分五厘、堰上三分五厘の

割合とすることで一応の決着をつけることになった。分水率を定めることで事態の収拾をはかったわけであるが、これは永続的な措置ではなく、三か年の間宮山村預りで「水行」を試してみて、もし過不足があるようならばさらに相談して決め直し、定杭を定めるという注釈付きの措置であった。

以上が一件の経緯であるが、この解決に際しては宮山村が積極的に介入し、両者の調整をはかっていることが注目されよう。また当事者双方も宮山村の調停にかなり期待を掛けているようすがみてとれる。したがってこれが文政二年の議定書〔史料2〕の延長線上にあるものであることは確かであろう。[20] むしろこのときの議定内容よりさらに一歩進んで、用水組合の組合村としての一体化、組織化への模索が、堰元である宮山村を中心とした形で進められているとも言える。その点で注目されるのは、一件の当事者ではない中瀬村と大曲村が、この内済議定の締結に際して取扱人として名を連ねる一方で、組合村の一員としても連印を行っているという事実である。組合村内部の個別的な動きが強まる一方で、そうした組合村の一体性の強化も進んでいたのである。とはいえ、この時の内済議定はかなりの留保をつけた臨時的な措置であったため、内部に紛争の火種を残すことになった。果たして平太郎堰をめぐる下筋三か村と上筋三か村の争論は、この一件から二二年後の安政四年（一八五七）に再燃することとなったのである。

安政四年の争論もまた、岡田・小谷・大蔵村の上筋三か村の堰普請の仕方について、一之宮・田端・萩園村の下筋三か村が異議を唱えたものである。この一件では実際に幕府に訴状が提出され、評定所の吟味を受けている。そこでまず済口証文によって両者の主張をみてみることにしよう。[21]

訴訟方である下筋三か村が第一に持ち出してきたのが天保六年の争論である。そのくわしい内容については先述したので省略するが、訴訟方によれば、この時定められた堰上と堰下との分水量の割合については「一同無差支養方仕来り候」というように、ことさら異論もなく推移したようである。ただ、この時の議定で「年限見様し候上無甲乙行届」いたならば、定杭を取り決める約束であったにも関わらず、相手方の村々にその気がなく、いまだ実行に移されていない。それどころか年限がたつにしたがって「水口地元或者上筋」の村が勝手な取り計らいによんだために、訴訟方の村々では年々用水が不足気味となって当惑していたという。こうした中、当年三月に相手村方の者共が、分水口の丸太を二本とも「水敷」から一尺五寸程づつ順々に引き上げた上、浮き上がった枕木（下負木）の下を「是亦狭」めてしまった。そのためわずか一寸程の「透」＝水口から水が洩れるだけで、上部からの「洗流」の水は一滴も落ちなくなったというのである。そ

こで相手方の村役人へ掛け合ったところ、「去々卯年中地震」、すなわち安政二年の地震以来両縁の破損箇所を修復しただけで、そのほか非難を受けるようなことは一切していないといって取り合わないばかりか、訴訟方こそ丸太の上端を削り取るなど理不尽に手入れをしているなどと言い掛かりを受ける始末である。堰普請については、新規・修復に関わらず訴訟方と宮山村が立ち合う議定であったが、これまで「不実」の取り計らいもなかったので任せ切りにしておいたところ、このような「我意勝手而已仕」るのは「難渋至極」ゆえ出訴におよんだと述べている。

これに対して相手方である上筋三か村は、年月がたって上負木や下枕木などに浮き沈みができたせいか、近年は「順水」が悪くなって用水が不足していた。そこで三月中に堰の修復を行ったのであるが、その際両縁の破損箇所のほか、堰の上下から「洩水」がしていたので、訴訟方村々の分水量より余分の流水分について修復を行っただけである。上負木や下枕木に細工をしたり、水路を妨げるなど、田作の仕付け方に故障があるようなことはしておらず、すべて「先規之姿通り」である。にもかかわらず、訴訟方からは何の掛け合いもなく、「事実不都合之儀」を書き飾って出訴するなど心得えがたいことであると反論している。このように上筋三か村は、ここでは相手方の立場にたって反論を展開しているのであるが、実は下筋三か村が幕府に出訴する以前に、上筋三か村側は独自に関東取締出役に対して訴願を行っていたのである。

岡田・大蔵村から領主である旗本石川氏の役人に提出された届書によれば、[22] 春三月中に例年のごとく上筋三か村で堰普請を行なったところ、「当閏五月ニ至右堰場悉相破り負木引き上ケ」られていた。だれの仕業か不明ではあったが、用水のことであるので下筋三か村の仕業に違いないと考え、村々で相談して関東取締出役に出訴することとなり、惣代として役人両三人が出府した。その後下筋三か村の村役人が来て、「平太郎堰普請不正ニ付出訴」するので上筋三か村の地頭所姓名書を差し出すように求められたが、すでに関東取締出役への訴願に出府していたので断ったところ、「右役人共何れ江相願候哉、其儘出府仕候様子」であるという。

なぜ上筋三か村が訴願先として関東取締出役を選んだのかは不明である。また、その後この訴願がどのように処理されたのかについても不明である。ただ、下筋三か村が訴訟を起こす前に上筋三か村でも訴訟の準備をしていたこと、また堰普請の仕方に不正があるとする上筋に対して、下筋では堰が破壊されたと考えていたことなど、状況の認識においても当初から両者には大きな隔たりがあったのである。両者の主張に隔たりがあるのも当然で、そのためなかなか「熟談」が整わなかったようであるが、宮山村のほかに藤沢宿、須賀（平

塚市）・茅ケ崎・宮前村（藤沢市）が扱人にたってくりかえし説得にあたったことでようやく内済となった。

内済にあたっては、水底土面に関わらず下枕木上面より七寸掘り下げること、上負木と下枕木の間を隙間一寸四分、横幅四尺九寸とすること、上負木は新たに取り替え、二尺八寸廻り、長さ三間五寸とすること、下枕木は古木を用いることといった堰の仕様が定められた。もっとも当年の普請は扱人が引き受け、明年から従来通り岡田・小谷・大蔵村で行なうこととされた。また定杭については、一同が立ち合って打ち立て、今後争論が起きないように代官の手附と各村の領主の家臣が立ち合って見分を受けることとされた。[23]

天保六年（一八三五）の争論では、組合村内部の個別的な主張が強まる一方で、宮山村を中心とした組合村の一体性強化への指向がみられることを指摘した。安政四年（一八五七）の争論では済口証文という史料の性格にもあって宮山村の具体的な動向はつかめないが、それでも平太郎堰の普請に際しては、「大破小破」に関わらず下筋三か村とともに立ち合って普請の出来具合を見届けることとされている。また、済口証文の締めの文言として、以来双方の村々の内で余分に水を引く村や、あるいは用水が不足して耕作に差支えるような村があったならば、一件の当事者である六か村は申すに及ばず、宮山村の役人も立ち合って、「平等ニ遵行」するように「実意」の取り計らいをもって「和融」することと規定している点は注目されよう。宮山村の堰元としての責任が再確認されたわけである。さらに、これまた当事者ではない中瀬村と大曲村に対しても、奥書の中で「仮令今般論外ニ候共、中瀬村・大曲村江も是迄之通示談行届候上潤水致候様申合取計可申候」と規定し、奥印を取っている。争論における対処という面で用水組合の動向をみれば、やはり宮山村を中心とした組合村の組織的な強化と意識としての一体性の強化、さらには村々の平等化への指向が喚起されているのである。そうした局面でみても、安政四年の争論は天保六年の争論の延長線上にあったといえよう。

むすびにかえて

本稿では花川用水組合の内部秩序について、とくに堰普請の問題に焦点をあてて検討を加えてきた。[24]これを通次的にみるならば、大きく二つの画期を設定することができよう。すなわち、大柳堰の請負普請慣行が成立する延宝～正徳期と、新たな秩序の形成を模索しはじめる文政期以降の時期である。とくに近世後期には、大柳堰における普請請負慣行の動揺と、平太郎堰の普請に関する争論とが並行して、しかも密接に関わりながら展開していったことに留意しておく必要があろう。

そうした旧秩序の変容の転換点として文政二年（一八一九）の議定書〔史料2〕を位置づけたわけであるが、その鍵を握るのが宮山村である。大柳堰の普請請負慣行で言えば、それは組合村内部での不満を背景に、請負人と組合村々との堰給米を媒介にした個別的な関係から、これを村の管理下に置くことで村と村との公的な関係に切替え、村内部をこれに応じた体制に変えていく過程であった。また、平太郎堰をめぐる争論では、宮山村が外部的にも「堰元の村」として花川用水の全体に対して責任をもつようになる一方で、用水組合自体が宮山村を中心とした組合の組織的強化と一体性の強化を指向してきたのである。この両方の動きが同時並行的に進められたのが、近世後期の特徴であったといえよう。

さまざまにくりかえされる争論が、用水組合の一体性の意識を強化していくこと、あるいは用水組合自体をよりはっきりとした組織体にかえていくものであること、さらにはその過程で形成されてくる新秩序は、旧秩序がもっていた不透明性を克服しながら、徹底した平等化、個別化への指向性を標榜するものであることは近年の水利史研究がとくに強調してきた点である。[25] つけくわえて言うならば、争論が頻発し、これがくりかえされるということは、改めて言うまでもなく、旧来の秩序が現実の社会の動向とあわなくなってきていることを示すものである。ましてや近世後期の村社会あるいは地域社会では、さまざまなレベルで旧秩序が動揺し、矛盾が噴出しつつあった。しかしながらそれが進めば進むほど、その反作用としてそれらの進展を押し止めようとする力もまた強くなってくる。組合村の内部秩序の問題に目を向ければ、村々の個別性が強まる一方で、組合村としての一体性をも追及するという一見相反する状況が同時並行的に進展することとなる。そうした状況を止揚するためにも組合村の組織的強化が指向されざるをえなかったのである。これらを一つの共通項として括ることができるならば、本稿で検証した花川用水ならびに用水組合の動向もまた、こうした変化から自由ではなかった。そしてこのようにして達成されてきた内部秩序を、その一体性や組織性の面からみて組合村における「公共性」の追及と捉らえることもできよう。[26] そうした捉え方が可能であるとするならば、次の問題はこうした諸関係が近代社会の中にどのように継承され、あるいは変容していったのかということである。

明治二十三年（一八九〇）四月二十三日に交わされた「平太郎堰伏換規約書」によれば、平太郎堰の伏替については「安政四巳年閏五月之済口書面ニ記載アレ共、猶遺漏之廉々発見候ニ付、此度示談之上其遺漏ノ廉々ハ左記図面ノ通リ造製致シ、毫モ異論無之ニ付、後年又々腐朽・欠損ニ及ビ新ニ造製スルトキハ都テ此形状尺度及ビ法方（ママ）ニヨルベシ」とある。[27]

先述した安政四年（一八五七）の争論の際に交わされた済口証文の規定は、この明治二十三年の段階でもなお生きていたのである。しかもこの規約書に署名したのは、寒川村の岡田・小谷・大蔵・一之宮・田端と鶴ケ峰村の萩園であり、これに立会人として寒川村の中瀬・大曲・下大曲が、さらに立入人として宮山が名を連ねている。近世の花川用水組合がそのまま受け継がれていること、しかもその組織性そのものが継承されていることが想起される。用水組合の構成に変化がなければこれも当然といえば当然であるが、それだけにこの時代の中でこれらの組織がどのような位置づけをもっていたのかという点がやはり問題となろう。(28)

近世後期の地域社会がつちかってきた自主的・自律的な地域管理体制が近代の地域社会に継承されていくものであることは、近年の組合村研究ないしは地域研究が明らかにしてきた点であり、そうした地域論的視点から近世・近代移行期研究が進展しつつある。(29) 本稿ではこれ以上踏み入ることはできないが、今後検討してみたい課題である。

注

1　喜多村俊夫氏による『日本灌漑水利慣行の史的研究（総論篇）』は、水利史における総合的な研究として、現時点においてもその輝きを失っていないが、「はじめに」で述べたような問題についても、原初的にではあるがすでに指摘がなされている。なお、水利史においては、領主的契機を考慮しながらも、水利組織の自治的性格を高く評価する喜多村氏の見解と、村の自治的性格より領主支配策の実現機構としての役割を重視する上杉允彦氏の対立する見解（「近世の用水管理と村機能」『史観』第80冊）があるが、現段階ではそれを二者択一の議論として展開するのではなく、地域社会のなかでそれらがどのように関係し合い、内在化しているのかといった点が問題であるといえよう（註2参照）。

2　ここでは近年の水利史研究の成果として、大塚英二氏の研究（「水利秩序の変容と地域・村落間格差―近世後期の遠州地方の用水相論を通して―」『地方史静岡』第一七号）と、貝塚和実氏の研究（「近世水利秩序の構造と展開―武蔵国横見郡を対象として―」『埼玉県史研究』第二五号）をあげておきたい。両氏とも水利の問題を地域（社会）論の視点で捉らえ、さまざまな争論や用水組合の機能・動向を具体的に検討することによって、地域（水利）秩序の構造や形成・変容といった問題を追及している点で共通している。ただ、大塚氏はこれに「村落・地域間格差」といった視点を導入し、その総体を地域関係（構造）論として展開することで、村や地域の

「自治・自律」の問題に迫ろうとしているのに対し、貝塚氏は国制史的視点との対比で、地域の「自立的社会権力」の存在形態や形成・展開のあり方を問題としており、それぞれに示唆される点が多い。なお、水利・治水史研究の現状と課題については、貝塚氏「近世水利・治水史研究の現状と課題―大谷貞夫『近世治水史の研究』を手がかりに―」（『関東近世史研究』第二三号）を参照されたい。

3　摂津国島上郡の三ケ牧組を題材に、領主権力の規定性と村々の自立性という相克のなかで、組合村の多元性と可動性の問題を論じた、石原桂子氏の研究（「近世水利組織と村落―淀川右岸中流域三ケ牧組四ケ村を中心に―」『ヒストリア』第一〇一号）が注目される。なお、近年の組合村・地域をめぐる研究史の整理と問題点については、大塚英二氏「郡中議定になぜ注目するのか」（『新視点日本の歴史5　近世編』新人物往来社）を参照されたい。

4　花川用水の概念図は、茅ケ崎市鈴木喜明氏所蔵の絵図二枚をもとに、寒川神社所蔵の絵図を加味して作成した。鈴木氏所蔵の絵図は平太郎堰をめぐる争論の絵図と考えられるが、詳細は不明である。なお、このうち一点は『寒川町史』2資料編近世（2）の口絵として収録されている。

5　もっともこの用水路の全体を花川と称したわけではなく、大柳堰から平太郎堰付近までを花川と称したようである。また用水組合にしても史料上の文言では九ケ村用水組合などと称しているが、ここでは便宜上花川用水、花川用水組合と呼ぶことにする。

6　表1の反別は各村の明細帳や高反別帳などによって作成したもので、時代的にも元禄期から明治期にわたっており、データとしては統一性に欠けるがだいたいの傾向はうかがえるであろう。

7　『寒川町史』2資料編近世（2）史料No.一六三（以下『町史2』No.一六三と略記）

8　藤沢市皆川邦直氏蔵。『町史2』には史料No.九の御用日記に同文の史料が収録されている。

9　『町史2』No.一六九

10　『町史2』No.一七一

11　例えば各村の明細帳などに、その村の堰給米の割当て額が書き上げられていることがある（明治三年大蔵村明細帳『町史2』No.六七など）

12　『町史2』No.一六〇

13　なお、ここでは宮山・岡田・一之宮・田端・萩園村の五か村を組合の村々としており、小谷・大蔵・中瀬・大

曲村は含まれていない。それでも「古高四千石余」と称しており、この点は九か村の場合と同様であるが、詳細は不明である。

14　石堰については、翌年三月にとくに分水量や堰普請について従来通りを厳守し、今後「新法」を企てないことで「和談」が成立し（『町史2』史料一六一）、さらに翌四月には石堰の口を一尺六寸五分とすることが定められた（『町史2』史料一六二）。平太郎堰については史料が残っていないのでその後の経過は不明であるが、おそらくは石堰に準じた措置がとられたものと思われる。

15　『町史2』No.一六八

16　『町史2』No.一六九

17　『町史2』No.一七二

18　『町史2』No.一六七

19　『町史2』No.一七一

20　こうした動きは先に検討した宝永四年（一七〇七）の石堰・平太郎堰の争論ではみられなかったことである。その後の争論についても検討したいところであるが、残念ながら用水組合内部の状況を示すような史料は伝わっていない。現時点では用水の配分をめぐって萩園村が田端村を訴えた文化十四年（一八一七）の争論が確認できる程度である（『町史2』No.八の御用留所収）。ただ、ここでも堰給米のことが権益の論拠として主張され、宮山村や一之宮・田端村が扱人となってはいるものの、組合村としてとくにめだった動きはみられない。史料的制約はあるが、近世中期にめだった争論がなく、後期になって起きてくること自体が問題であり、それが組合村に危機感をもたせ、こうした対応を促したといえよう。

21　『町史2』No.一七一

22　『町史2』No.一七〇

23　明治二十三年（一八九〇）の「平太郎堰伏換規約書」（入沢章氏蔵）によれば、栗木の定杭を四本作り、それぞれ堰の中央から巳東二丈七尺五寸、戌亥西二丈三尺五寸、未申南一丈九尺一寸、丑北一丈六寸の四か所の位置に建て、それぞれの表には「用水堰定杭」、右脇には「上負木上面ヨリ印マテ一尺七寸、下枕木上面ヨリ印マテ二尺七寸」、左脇には「此杭江手を附へからす」の文字が書込まれていたという。

24　組合村の一体性の検証や、地域社会における利害関係の総体的な把握のためには、組合外の他村、他組合との関係を検討する必要があろう。花川用水組合でも、明和八年（一七七一）に、目久尻川上流の国分村（海老名市）が築いた新堰をめぐって争論が起こっているが（『町史2』No.一六四）、これらの検討については今後の

課題としたい。

25　註2の大塚・貝塚論文参照

26　久留島浩氏は、組合村入用・郡中入用の問題を近代の「地方税」「民費」の歴史的前提として捉らえ、そこに一定度の「公共性」の形成がみられるとして、その歴史的意義を高く評価されている（「『地方税』の歴史的前提―郡中入用・組合村入用から民費、地方税へ―」『歴史学研究』六五二号）。とくに近世における「公共性」の形成という問題提起は、さまざまな内容・形態をもち、しかも重層的に展開する組合村、あるいは地域そのものを総体として考えていく上での一つの重要なキーワードとして、今後議論を深めていく必要があろう。

27　註23史料

28　こうした点からすれば、昭和十五年（一九四〇）に完成した左岸用水の開削計画の中で、花川用水組合がどのような動きをしたのかについても興味のもたれるところである。

29　大塚氏前掲註3論文